

TOPICS 01

泊まって応援！「元気ひらかわ！旅行券」を実施しています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の宿泊施設を応援するため、青森県にお住まいの方限定で、宿泊料金を割引する「元気ひらかわ！旅行券」を実施しています。

コロナで旅行に行けない…こんなご時世だからこそ、身近な市内の宿泊施設にちょっと足をむけて、「普段一緒にいる人」との「少人数」で「安全・安心」なちょい旅を楽しんでみませんか？

「元気ひらかわ！旅行券」とは？

●利用できる方

県内にお住まいの方

●利用方法

1人1泊4,000円（税込）以上の宿泊プランについて、1人1泊あたり半額（百円未満切捨て、上限5,000円）を割引します。

●利用方法

対象の宿泊プランを予約し、チェックインの際に割引申込書の記入とアンケートのご協力をお願いします。お電話でご予約する場合は「元気ひらかわ！旅行券」利用の旨をお伝えください。

●実施期間

令和4年2月28日（月）宿泊分まで
（売り切れ次第終了）

参加宿泊
施設一覧
（順不同）南田温泉ホテル
アップルランド

大坊温泉



つがる温泉



古遠部温泉

羽州路の宿
あいのり

●注意事項

- ・予約やプランに関することなどは、直接宿泊施設にお問い合わせください
- ・チェックインの際は代表者と宿泊される方全員の身分証明書（免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）をご提示ください。
- ・青森県おでかけキャンペーンなどとの併用はできません。
- ・普段一緒にいる人との少人数（家族または4人以下）での利用をお願いします。

【問合せ】 商工観光課 観光誘客係 ☎44-1111（内線2183）

TOPICS 02

平川市成人式を開催します（令和3年度分）

市では新成人をお祝いするとともに、郷土の素晴らしさを再認識する機会とするため、令和3年度の成人式を開催します。新成人の皆さん、仲間同士お誘いあわせのうえ、ぜひご出席ください。

開催日／令和4年1月9日（日）

場所／文化センター 文化ホール

●スケジュール ・受付…12:00 ・式典…12:40

●対象 平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、

- ・開催日（令和4年1月9日）時点で平川市に住所がある方
- ・中学校卒業時（平成29年3月31日）に平川市に住所があった方

※学校や仕事の関係などで、現在市外に住んでいる方も出席できます。

●案内文書の送付について

令和3年11月1日時点の対象者には、11月下旬までに案内文書を送付します。転出された方には転出先へ送付します。なお、案内文書がお手元に届かない場合でも出席可能です。

●成人式の観覧について

成人式への入場は、新成人のみとさせていただきますのでご了承ください。なお、式典の様子については、オンライン配信を予定しています。詳細は決まり次第、市ホームページや文化センター Facebookでお知らせします。



●注意事項

※式典終了後に記念撮影があります。
※現時点の情報であり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、式典の中止や開催内容の変更などが予想されますので、市ホームページ、文化センター Facebookで最新情報を確認してください。

【問合せ】 生涯学習課 社会教育係 ☎44-1221

TOPICS 03

食生活改善推進員養成講座の受講者を募集します

市では、食生活改善推進員になるための養成講座を開講します。栄養学や生活習慣病の講義、運動講座、調理実習を行います。(全講座を受講した方に修了証を授与) 栄養や健康づくりに関心のある方はぜひご参加ください。

●対象

平川市にお住まいで、健康づくりに関心を持ち、食育ボランティア活動を実践できる方

●料金 受講料無料

●定員 10人程度(申込み先着順)

●応募期限 12月3日(金) 17:00

※当日の持ち物などについては、受講申込み後に郵送いたします。

●会場 健康センター

●日程 全7回

開催日	時間
① 12月20日(月)	13:30～15:30
② 12月23日(木)	13:30～15:30
③ 1月11日(火)	13:30～15:30
④ 1月20日(木)	13:30～15:00
⑤ 1月31日(月)	10:00～12:00
⑥ 2月1日(火)	13:30～15:30
⑦ 2月18日(金)	9:00～14:00

※時間は変更になる場合があります。申込者へは別途通知いたします。

[申込み・問合せ]

子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111 (内線1146)

食生活改善推進員とは？

「私達の健康は私達の手で～のぼそう健康寿命つなごう郷土の食～」をスローガンに食育活動を行っています。現在、市内では約120人の会員が活動しています。

例えば、こんな活動をしています！

- ・各世代の健康食を学び、地域へ普及
- ・子どものイベントに参加して、郷土食や健康食を提供
- ・1人暮らしの高齢者の方へ会食や手作り弁当サービス
- ・高齢者の方の介護予防料理教室 など

青森県健康づくり事業功労者表彰を受彰しました！



平川市食生活改善推進員会の大里あさ会長が、多年にわたって市民の健康づくりに寄与した功績が認められ、令和3年度青森県健康づくり事業功労者表彰

を受彰しました。

9月27日に伝達式が行われ、長尾市長は「26年の長きにわたり健康水準の向上に協力いただき、感謝している。今後も活動を続け、健康長寿のまちを目指して頑張ってもらいたい」と激励しました。

大里会長は「大変光栄です。『私達の健康は私達の手で～のぼそう健康寿命 つなごう郷土の食～』をスローガンに、会員みんなで尽力していきたい」と今後の抱負を述べました。

11月のまちづくり懇談会の日程

皆さまがお住まいの地域に市長が出向き、意見を伺う「まちづくり懇談会」を次の日程で開催します。ぜひ、ご近所お誘いあわせのうえご来場ください。

地区名	開催場所	開催日
小和森	小和森多目的研修集会施設	11月18日(木)
向陽	向陽多目的研修集会施設	11月25日(木)

※開催時間は18:30から19:30までの予定です。

※都合により開催場所、開催日などが変更となる場合があります。

お願い

新型コロナウイルス感染症対策のため、参加される方はマスクの着用、検温などのご協力をお願いします。発熱がある場合は入場をお断りすることがありますのでご了承ください。

皆さまのご参加お待ちしております！



◆これまでのまちづくり懇談会の内容については、市役所本庁舎、尾上・碓ヶ関総合支所、葛川支所でご覧になることができるほか、市ホームページで公開しています。

[問合せ] 総務課 広報広聴係 ☎44-1111 (内線1353)

令和4年度 保育所等入所のご案内

令和4年4月から新たに入所を希望するお子さんの教育・保育給付認定・利用申込みの受付を開始します。現在利用中の方には、施設をとおして継続利用のご案内をいたします。



教育・保育給付認定について

保育所、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、教育・保育給付の認定を受けていただきます。

右表の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まります。

認定区分	対 象	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 小規模保育施設など

※2号認定・3号認定の場合、保育を必要とする理由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育を必要とする主な理由 *月48時間以上就労している *妊娠中・出産後間もない *疾病・心身に障がいがある
*同居または長期入院している親族の介護・看護をしている など

入所の申込方法

●必要書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
 - ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
 - ③利用者負担額（保育料）を決定するために必要な書類
- ※令和3年1月2日以降に平川市に転入された方は、申込書へ個人番号の記入または前住所地の市町村が発行する「令和3年度（令和2年分）所得課税証明書」を添付してください。

●受付期限／令和4年1月31日(月)

●受付時間／8：15～17：00

※年末年始（12月29日～1月3日）、土日祝日を除く。
※受付期間終了後は、定員に空きのある施設のみとなりますので早めにお申し込みください。

●受付場所

- ・子育て健康課子ども支援係（健康センター内）
 - ・尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係
- ※幼稚園、認定こども園（1号認定）については、直接施設へお申し込みください。

●利用者負担（保育料）について

利用者負担（保育料）は、入所する子どもと同一世帯に属し、生計を一にする父母の市民税額の合計で決定されます。ただし、家計の中心者が父母以外（祖父母など）の場合は、その方の市民税額も合算します。

●入所の決定について

受付期間終了後に入所の決定を行い、申込みが多数の場合、選考基準により優先度の高い子どもから入所を決定します。

●入所のしおり、申請書類の配布について

入所のしおり、申請書類は子育て健康課子ども支援係、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係、市内保育施設で配布しております。

※詳しくは「入所のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係
☎44-1111（内線1151）

マイナポイントの申込み対象期間が「令和3年12月末」までに延長されました

●マイナポイントとは？

マイナンバーカードを交付申請した方を対象に、ご利用金額の25%（お一人様上限5,000円分）が付与される、お買い物に使えるキャッシュレス決済サービスのポイントのことです。

●ポイントの付与対象

申込み後に行ったチャージまたはお買い物が対象です。
※ポイント申込みの翌日から現金チャージが有効となる決済サービスもありますのでご注意ください。

●対象者

令和3年4月末日までに、マイナンバーカードの交付申請を終えた方

●準備するもの

- ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）
 - ③キャッシュレス決済ができるカードなど（スーパーのカードやクレジットカードなど）
- ※パスワードが必要なカードや対象とならないカードもあります。



TOPICS 05

令和4年度 子育てのための施設等利用給付のご案内

令和4年4月から子育てのための施設等利用給付を希望するお子さんの給付認定申請の受付を開始します。現在認定中の方には、施設をとおして継続認定のご案内をいたします。



給付認定について

【預かり保育を利用するお子さん】

- 対象
幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用している児童
- 利用料
利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- 注意事項
無償化の対象となるためには、令和4年4月から利用を希望する施設、または現在利用している施設をとおして、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

【認可外保育施設などを利用するお子さん】

- 対象／認可保育所、認定こども園などを利用できていない3歳から5歳までの児童
- 対象施設・事業
県に届け出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など
- 利用料／月額37,000円まで無償化されます。
- 注意事項
無償化の対象となるためには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

認定の申込方法

●必要書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
 - ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
 - ③施設等利用費の法定代理受領に係る委任状
 - ④保育所等利用申込等の不実施に係る理由書
- ※④は認可外保育施設などを利用する子どもの申請のみ必要となります。

●受付期限／令和4年1月31日（月）

●受付時間／8：15～17：00

※年末年始（12月29日～1月3日）、土日祝日を除く。

●受付場所

- 利用施設によって受付場所が異なります。
- ・幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する場合 → 施設へ直接提出ください。
 - ・認可外保育施設などを利用する場合 → 子育て健康課子ども支援係（健康センター内）、尾上、碓ヶ関総合支所市民生活課市民係
- 施設等利用給付のしおり、申請書類の配布について
子育て健康課子ども支援係、尾上、碓ヶ関総合支所市民生活課市民係、市内保育施設で配布しております。



※詳しくは、「施設等利用給付のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151）

●申込み方法

【スマートフォンの場合】

マイナポイントアプリからお申し込みください。

≪アプリダウンロードはこちら≫



iphone版



android版

マイナンバーカードの交付申請サポートも実施中！

下記の窓口でマイナンバーカードの交付申請サポートも実施しておりますので、ご利用ください。

◆マイナンバーカードの交付申請に必要なもの

以下のAを1点、またはBを2点、下記窓口へご持参ください。

A：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など

B：健康保険証、病院などの診察券（生年月日あり）、年金手帳、学生証など

◆マイナンバーカード交付申請の流れ

本人確認 → 申請書記入 → 写真撮影 → 申請

◆受付窓口

・市民課 ・尾上、碓ヶ関総合支所市民生活課市民係

【申込み・問合せ】 市民課 市民係 ☎44-1111（内線1222）

災害時に支援が必要な方の名簿を作成しています

災害時に自力で避難することが困難な在宅の一人暮らし高齢者や障がい者などに関する情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者へ事前に提供することにより、いざという時に備えてもらう取組を行っています。この名簿を提供することに同意し、登録を希望する方は、名簿登録申請をお願いします。

対象となる方

下記の要件のうち、いずれかに該当する方が対象となります。

- ①65歳以上で一人暮らし・高齢者のみの世帯
- ②身体障害者障害程度等級1～3級の方
- ③療育（愛護）手帳判定基準の障害判定A判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ⑤介護保険の要介護認定3～5の方
- ⑥その他支援を必要とする方（難病や歩行困難の方など）

避難支援等関係者（名簿の提供先）

自主防災組織（自主防災組織がない場合は町会）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署

避難支援等関係者へ提供する情報

- ・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ・避難支援などを必要とする理由 ・かかりつけ医療機関
- ・担当民生委員・児童委員に関する情報
- ・緊急連絡先に関する情報 ・地域支援者に関する情報

申請受付（随時受付しています）

下記の受付窓口に登録申請書類がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、代理人による申請も可能です。

- ▶福祉課 福祉総務係（健康センター内）
- ▶尾上総合支所市民生活課 市民係
- ▶碓ヶ関総合支所市民生活課 市民係
- ▶葛川支所

※以前に申請書を提出した方で登録内容に変更がある方は、その内容をお知らせください。

ご注意ください

災害発生時の避難支援については、避難支援等関係者が可能な範囲で活動を行っていただくものであり、名簿に登録することで、災害時の支援が保障されるものではありません。

【問合せ】福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）

事業主の皆さまへ

令和4年度（令和3年分） 給与支払報告書の提出について

令和3年中に給与・賃金などを支払った事業主は、令和4年1月1日現在で平川市に住んでいるすべての受給者（パート・アルバイト、専従者給与を含む）の給与支払報告書を提出していただく必要があります。必ず期限までに提出をお願いします。

給与支払報告書にはマイナンバーの記入が必要です

提出期限 令和4年1月31日（月）

提出場所 税務課住民税係（本庁舎2階）

普通徴収で提出する場合には、理由区分の記載をお願いします

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。ただし、下記の理由に該当する場合は、給与支払報告書個人明細書の摘要欄に理由区分（普A～普F）を記載した場合に限り、普通徴収が認められますので、理由区分の記載をお願いします。記載がない場合は原則として特別徴収となります。

理由区分	普通徴収にする理由
普A	事業所の総従業員が2人以下
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
普C	給与が少額（年間で93万円以下）
普D	給与の支払いが不定期（支給されない月がある）
普E	事業専従者（毎月給与支払者の場合を除く）
普F	退職者又は退職予定（5月末日まで）の者

市民の皆さまへ

令和4年度（令和3年分） 市民税・県民税の申告相談について

令和3年分の市民税・県民税の申告相談と確定申告相談を実施します。詳しい日程などについては、広報12月号・1月号でお知らせします。

※平賀地域と市内全域の会場が昨年度と同様に文化センターとなっておりますので、お間違えのないようお願いします。

※土日祝日の申告相談は受付していませんのでご了承ください。

指定地域	日程	会場
碓ヶ関地域	令和4年2月1日（火） ～2月3日（木）	碓ヶ関総合支所
尾上地域	令和4年2月4日（金） ～2月15日（火）	尾上総合支所
平賀地域（東部地区）	令和4年2月16日（水）	葛川支所
平賀地域	令和4年2月17日（木） ～3月7日（月）	文化センター
市内全域	令和4年3月8日（火） ～3月15日（火）	文化センター

【問合せ】税務課 住民税係 ☎44-1111（内線1241）